

○厚生労働省令第八十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

厚生労働大臣 武見 敬三

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第百十一条 法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 番号利用法第二十二條第一項の規定による利用特定個人情報(番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。)の提供を受けることに係る事務</p>	<p>(法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第百十一条 法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 番号利用法第二十二條第一項の規定による特定個人情報(番号利用法第二條第八項に規定する特定個人情報をいう。)の提供を受けることに係る事務</p>

(国民年金法施行規則の一部改正)

第二条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第九十六条 法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一 第十四 (略)</p> <p>十五 番号利用法第二十二條第一項の規定による利用特定個人情報(番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報という。)の提供を受けることに係る事務</p>	<p>(法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第九十六条 法第九十九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一 第十四 (略)</p> <p>十五 番号利用法第二十二條第一項の規定による特定個人情報(番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報という。)の提供を受けることに係る事務</p>

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則(平成十七年厚生労働省令第四十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第三十二条の七第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第三十四条 法第三十二条の七第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 番号利用法第二十二條第一項の規定による利用特定個人情報(番号利用法第十九條第八号に規定する利用特定個人情報)をいう。)の提供を受けることに係る事務</p>	<p>(法第三十二条の七第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第三十四条 法第三十二条の七第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 番号利用法第二十二條第一項の規定による特定個人情報(番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。)の提供を受けることに係る事務</p>

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第九十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(機構への事務の委託) 第五条 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 番号利用法第二十二條第一項の規定による利用特定個人情報(番号利用法第十九條第八号に規定する利用特定個人情報という。)の提供を受けることに係る事務</p>	<p>(機構への事務の委託) 第五条 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 番号利用法第二十二條第一項の規定による特定個人情報(番号利用法第二條第八項に規定する特定個人情報をいう。)の提供を受けることに係る事務</p>

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則(平成二十二年厚生労働省令第六十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第十七条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第九条 法第十七条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二十二條第一項の規定による利用特定個人情報(番号利用法第十九條第八号に規定する利用特定個人情報)をいう。)の提供を受けることに係る事務</p>	<p>(法第十七条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第九条 法第十七条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二十二條第一項の規定による特定個人情報(番号利用法第二條第八項に規定する特定個人情報をいう。)の提供を受けることに係る事務</p>

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則(平成三十年厚生労働省令第百五十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第八十三条 法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 番号利用法第二十二條第一項の規定による利用特定個人情報(番号利用法第十九條第八号に規定する利用特定個人情報)をいう。)の提供を受けることに係る事務</p>	<p>(法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第八十三条 法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 番号利用法第二十二條第一項の規定による特定個人情報(番号利用法第二條第八項に規定する特定個人情報をいう。)の提供を受けることに係る事務</p>

附 則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。